

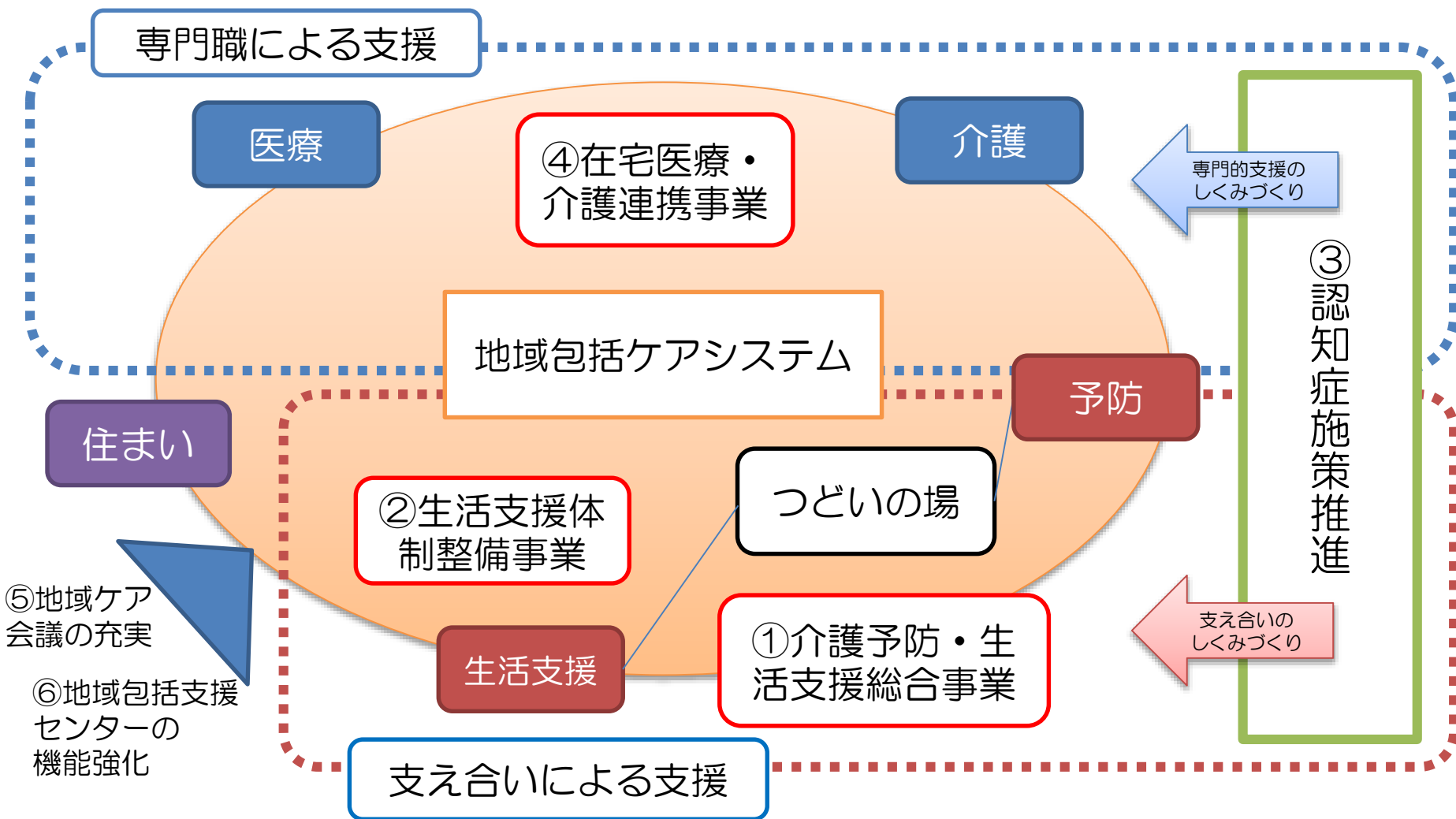


平成27年度 第3回 日進市地域包括ケア検討会議

平成28年3月11日
日進市健康福祉部



日進市の地域包括ケアシステム





(1) 介護予防・生活支援総合事業について

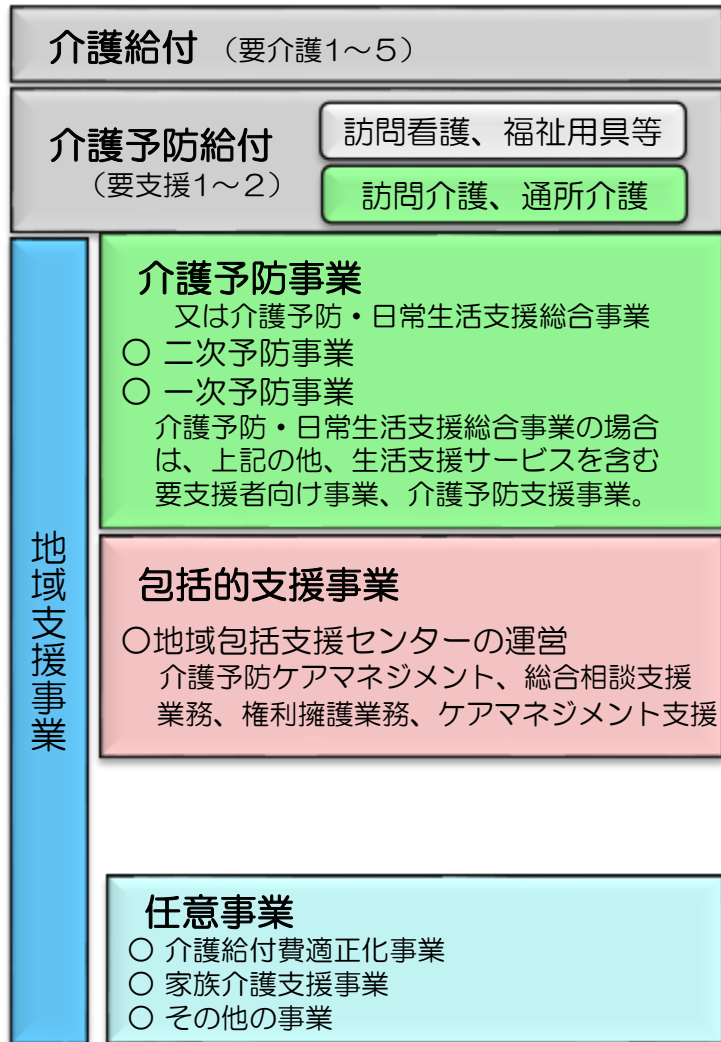


地域支援事業の構成（全体像）



＜現行＞

＜見直し後＞ 出典：厚生労働省資料

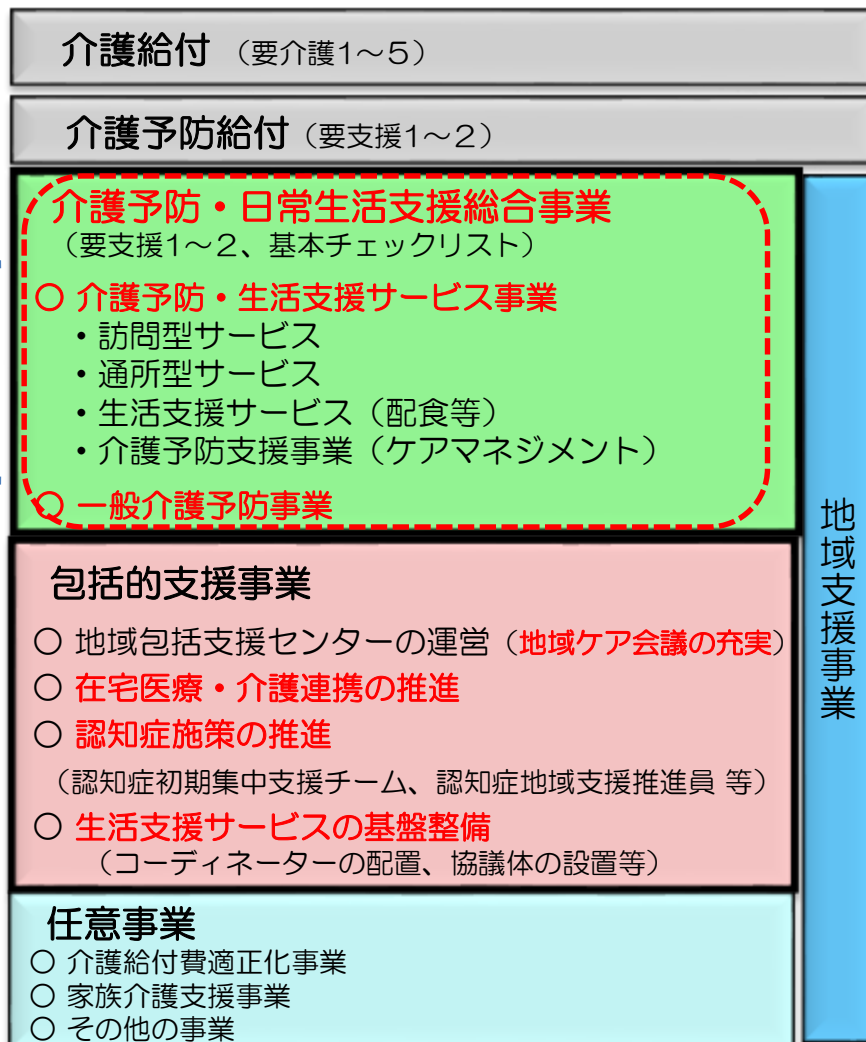


現行と同様

事業に移行

多様化

充実





介護予防・生活支援サービス事業

①訪問型サービス



①訪問型サービス

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス			
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	<p>○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース</p> <p>○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 <p>※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。</p>	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		<ul style="list-style-type: none"> ・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース <p>※3～6ヶ月の短期間で行う</p>	訪問型サービスBに準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助（助成）	直接実施／委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	



①訪問型サービス(概要)



介護予防・日常生活支援総合事業イメージ（訪問型サービス）

介護予防訪問介護（現行型）

【身体介護】

- ・入浴の介助
- ・排泄の介助
（便器の使用介助やおむつ交換など）
- ・食事の介助
- ・着替えの介助
- ・清拭（せいしき 体を拭くこと）
- ・身体整容（洗顔・歯磨き）
- ・体位変換介助
- ・起床や就寝の介助
- ・移動の介助
- ・外出介助
- ・服薬介助（薬を飲ませること）

+

【生活援助】

- ・料理
- ・洗濯
- ・掃除
- ・生活必需品の買い物
- ・ゴミ出し
- ・ベッドメイキング
- ・衣類の整理
- ・衣服の修理
- ・薬の受け取り

この部分を、専門職（ヘルパー職）以外の方で補うサービスを創出する。

※介護保険法に規定される生活援助項目のみ
（シルバーワンコイン・NPO助け合いとは異なる）

＜多様なサービスでの対応＞

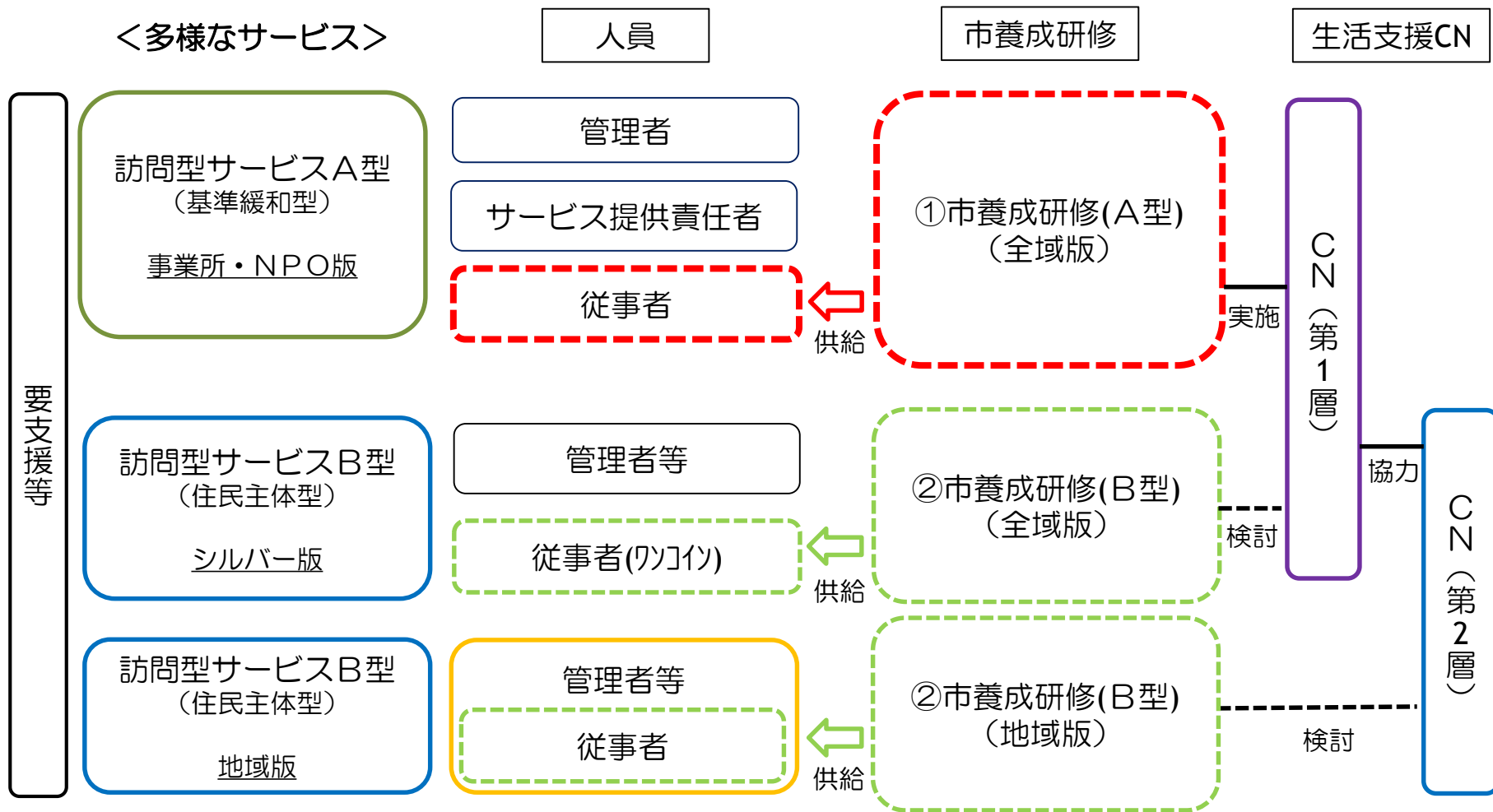
訪問型サービスA（緩和基準型）

訪問型サービスB（住民主体型）

※他に、訪問型サービスC（短期集中予防型）、訪問型サービスD（移動支援）がある。



①訪問型サービス(体制整備)





介護予防・生活支援サービス事業

②通所型サービス



②通所型サービス

基準	現行の通所介護相当	多様なサービス		
サービス種別	①通所介護	②通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③通所型サービスB (住民主体による支援)	④通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション等	体操、運動等の活動など、 自主的な通いの場	生活機能を改善するための 運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース 等 ※3～6ヶ月の短期間で実施
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助（助成）	直接実施／委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 +ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)



②通所型サービス（概要）



介護予防・日常生活支援総合事業イメージ
（通所サービス）

【集中介入期】

心身の機能改善、生活行為機能改善を図る。

【回復期】

心身の機能改善・維持を図る（一部生活援助等あり）。

【生活期】

心身の機能維持を図る。

回復期

集中介入期

- ・通所リハ…機
（通所C型①…生+機）

- ・通所現行…生+機

- ・通所A型…機
- ・通所C型②…機
（足腰おたっしゃクラブ）
（健康・健食げんきクラブ）

生活期

（通所B型…機）

- ・つどいの場…機
（ぷらっとホーム）
（ふれあいいきいきサロン）
（ほっとカフェ）
（にっしん体操スポット）

- ・福祉会館事業…機
（コミュニティサロン）
（おたっしゃハウス）

- ・一般介護予防事業…機
（ゆうゆう体操教室）
（オープン回想法）
（いきいき貯筋クラブ）

市介護予防
サポーター
（養成）

市運動普及推進員・体操指導員等
県介護予防リーダー等

廃用症候群からの脱却
（3ヶ月～6ヶ月）

生活期通所に参加できる
体力づくり

状態の維持
（通年）

生…生活援助等
機…機能改善等



今後の取組みについて(H28)



介護予防・生活支援サービス事業

(要支援1~2・基本チェックリスト)

▽介護予防・生活支援サービス事業

- 訪問型サービス
 - 現行型 (現行相当サービス)
 - A型 (緩和基準サービス)
 - D型 (移動支援)
- 通所型サービス
 - 現行型 (現行相当サービス)
 - A型 (緩和基準サービス)
 - C型 (短期集中予防サービス：旧二次予防のみ)
 - ①足腰お達者クラブ
 - ②健口・健食げんきクラブ

※B型については、

- 1) 訪問型・・・シルバー人材センターを中心に事業検討
 - 2) 通所型・・・つどいの場の発展形として事業検討
- ※当面は地域活動として支援 (一般介護予防事業)

※C型については、

- 1) 訪問型・・・通所型Cと一体的に事業検討
- 2) 通所型・・・集中介入期の機能改善を事業検討。

一般介護予防事業

(一般高齢者)

▽介護予防普及啓発事業

- ①ゆうゆう体操教室
- ②オープン回想法
- ③いきいき貯筋クラブ
- ④生活管理指導員派遣事業
- ⑤生活を楽しくするヒント満載教室
- ⑥各種普及啓発事業 (講演会等)

▽地域介護予防活動支援事業

- ①つどいの場(講師派遣)
- ②仮) 介護予防サポーター養成事業
- ③介護支援ボランティア事業

その他

- ①コミュニティサロン
- ②おたっしゃハウス
- ③ぷらっとホーム
- ④ほっとカフェ 等



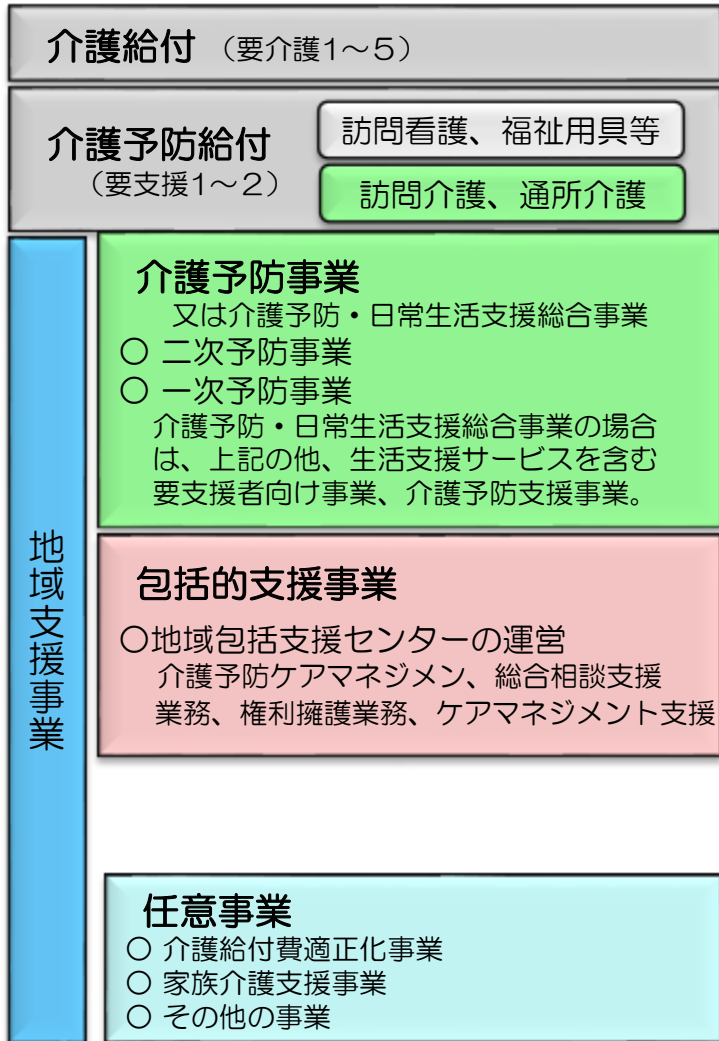
(2) 生活支援体制整備事業について



地域支援事業の構成

<現行>

<見直し後> 出典：厚生労働省資料

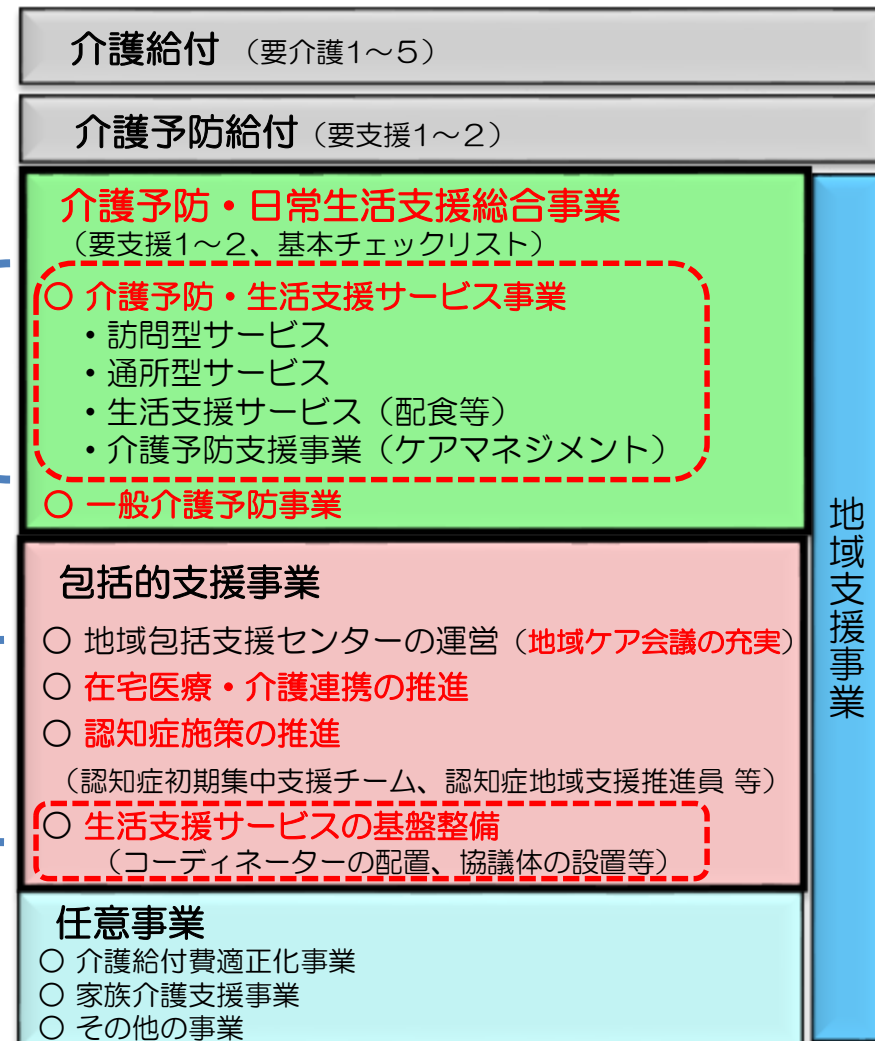


現行と同様

事業に移行

多様化

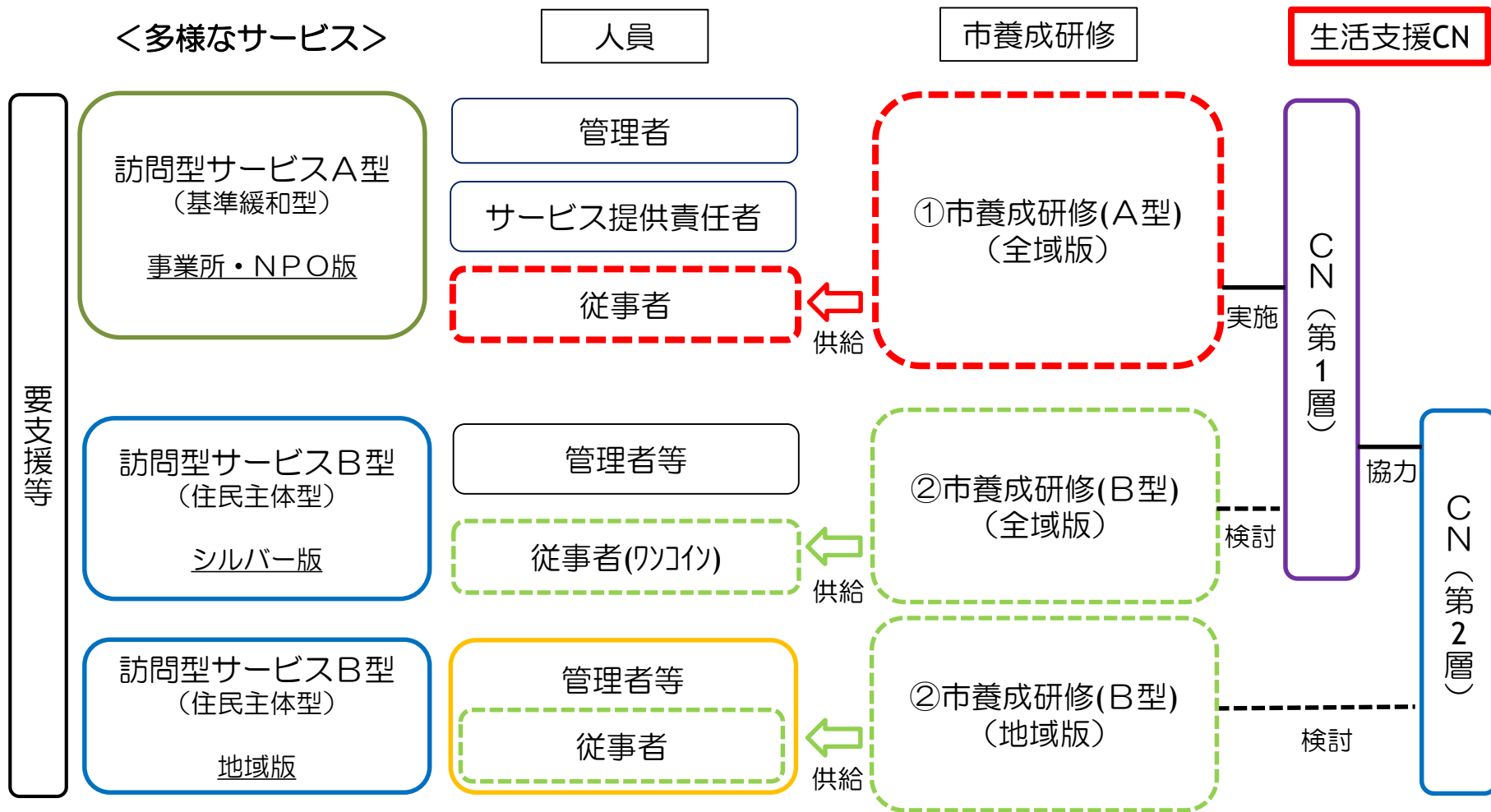
充実





取組み①：介護予防・日常生活支援総合事業

～要支援者の在宅生活を支える支援づくり～



要支援等



取組み②：生活支援づくり

～高齢者の在宅生活を支える支援づくり～



高齢者の生活をうまく営む「5つのこと」

「安心」の確保	自分のことを気にかけてくれている人がいる	最も重要な基盤
「日常的な家事」	買い物や掃除、調理、布団干し等	
「外出」	通院や買い物	
「交流」	友人や知人とのコミュニケーション	
「非日常的な家事」	蛍光灯等の交換等、日常生活で不意に起こること	

※生活支援ニーズは、上記5つのことのどれかが上手くいかなくなった時に生じる。



見守り活動・サービスを「安心」の確保につなぐために、
「早期発見」「危機管理」「情報支援」「不安解消」の要素を意識した取り組みが必要

出典：平成27年度生活支援コーディネーター養成研修テキスト



今年度の取組みについて



【コーディネーターの配置・協議体設置等検討】

〇にっしん地域支え合い円卓会議

- 第1回：H27.8.7 参加者79名

内容：日進市の地域包括ケアシステムについて～地域の支え合い～
(日進市職員)

地域包括ケアについて～在宅医療と介護の連携～

(国立長寿医療研究センター 在宅連携医療部長 三浦久幸氏)

- 第2回：H27.10.27 参加者63名

内容：新しい地域支援事業について (日進市職員)

地域福祉活動について (日進市福祉協議会職員)

地域たすけあい活動について

(NPO法人リビングサポートあいあいの家 代表 数井美津子氏)

- 第3回：H28.2.19 参加者44名

内容：生活支援サービス構築に向けた取組みについて (日進市職員)

地域における一人暮らし高齢者等への生活支援について

(グループワーク)



今後の取組みについて（H28）



（１）生活支援コーディネーターの配置

第1層・・・市全域（H28.7月配置予定）

第2層・・・中部・東部・西部地区（H28.10月配置予定）

※H28.5月を目途に説明会を開催予定。

＜主な役割等＞

○全市的な生活支援・介護予防サービスのコーディネート等に関する以下の業務

- ・生活支援・介護予防サービスの把握および創出
- ・支援ニーズの把握
- ・関係者間のネットワークの構築

○サービス・支援の担い手となるボランティア等の養成に関する業務 等

（２）協議体の設置

第1層・・・H28.10月を目途に設置（予定）

第2層・・・未定

＜主な役割等＞

○コーディネーターの組織的な補完

○企画、立案、方針策定を行う場

○関係者間の情報共有および連携強化の場 等



(3) 認知症施策の推進について

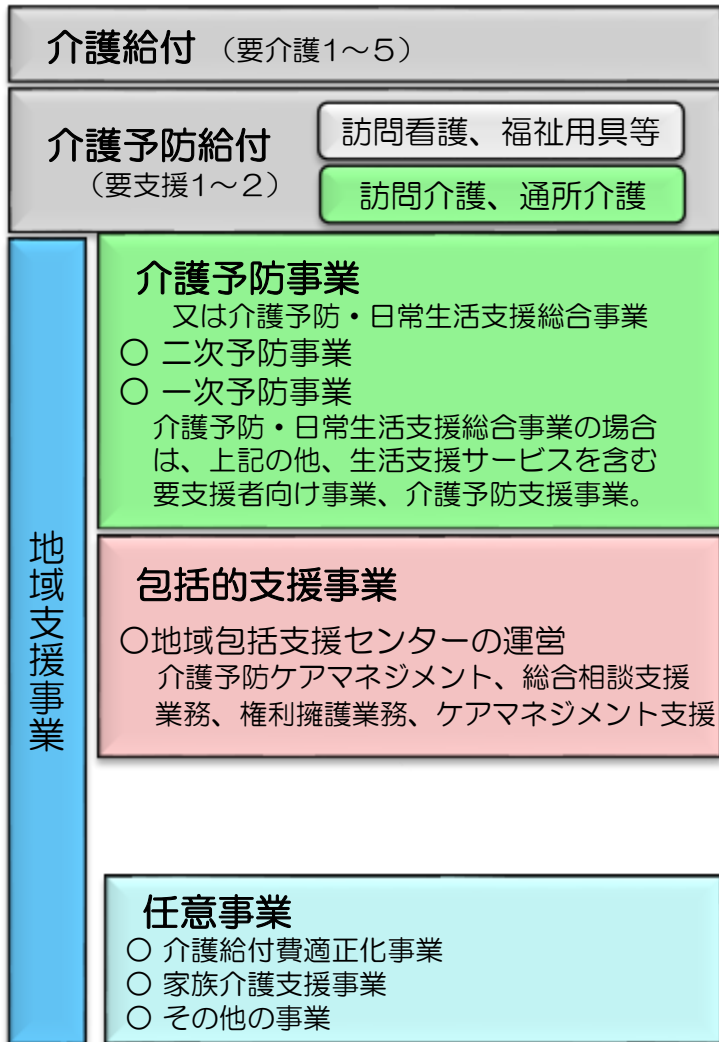


地域支援事業の構成（全体像）



＜現行＞

＜見直し後＞ 出典：厚生労働省資料

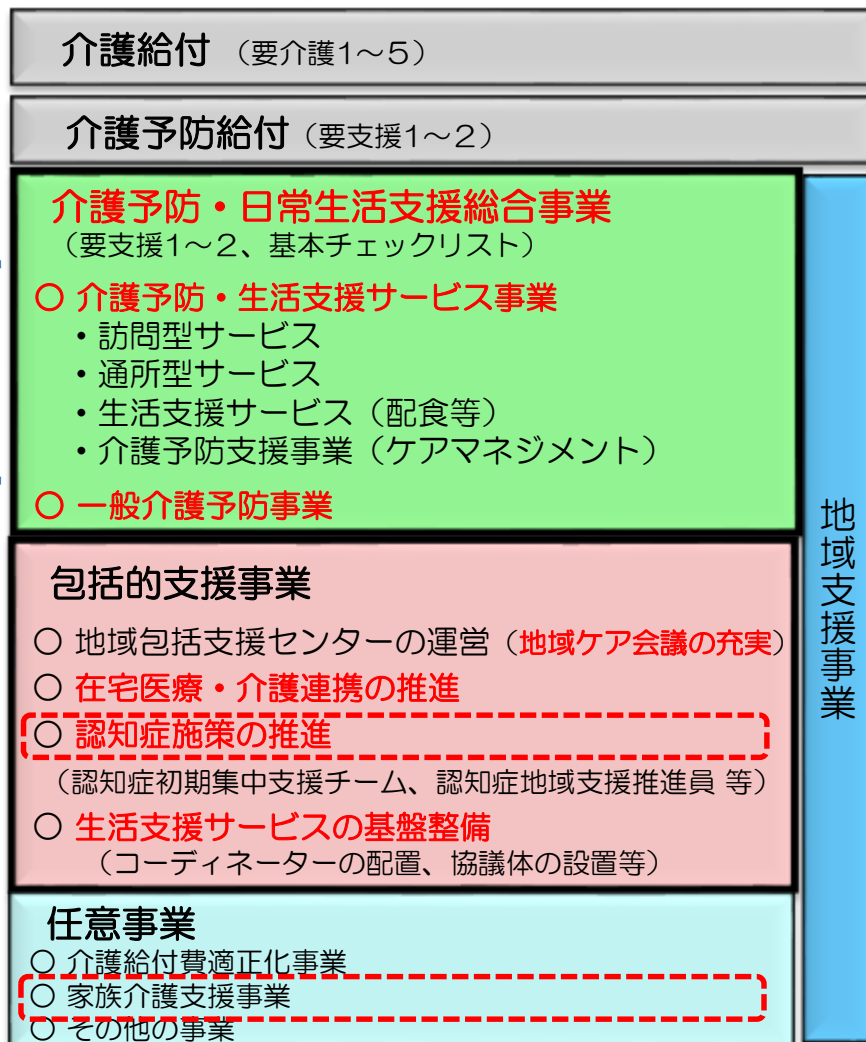


現行と同様

事業に移行

多様化

充実





今年度の取組みについて①



【家族支援】

○認知症家族交流会・・・月1回開催（原則第2水曜日：午後1時30分～同3時30分）

参加者数（延べ数）：64名

大交流会・・・H27.11/10（認知症の人と家族の会 愛知県支部主催）

参加者数：7名

認知症カフェ・・・H28.3/10

参加者数：18名

○認知症家族支援プログラム・・・計6回（月1開催H27.9月～H28.2月）

参加者数：8名

【支え合いのしくみづくり】

○認知症サポーター養成研修(H28.3.10現在)

受講者数：14団体・251名（H27実績）

認知症サポーター数：4,880名（延べ数）

○認知症やさしい手ネットにっしん（徘徊者検索情報配信システム）

登録者：61名 協力者：458名（①メール：355名②FAX：244名③両方：141名）

配信数：5回



今年度の取組みについて②



【支え合いのしくみづくり】

○認知症高齢者の徘徊行方不明者ゼロに向けた検討会議：H27.9/16、H28.2/8

認知症高齢者の行方不明者を出さないための方策等を検討。

【南ヶ丘】：定例会：H27.11/12、12/10、H28.1/14、2/18

座談会：H28.2/24

【五色園】：定例会：H28.2/13、（H28.3/22）

○高齢者地域見守り推進事業協力に関する協定

高齢者宅又は窓口等において異変を発見した場合に、市へ通報することにより見守りを必要とする高齢者が安心して暮らせる地域をつくることを目的として協定を締結。

- ・市内および近隣の19金融機関（H28.3/2締結）
- ・電気、水道、ガスのライフラインと宅配業務に携わる7事業所
（H25.11/21締結）
- ・郵便事業株式会社と新聞販売店（H24.3/29締結）

○仮）認知症を地域で支えるまちづくり連携協定：H28.3/下旬

認知症に対する理解促進や専門職の連携強化等を目的として、地区医師会、歯科医師会、薬剤師会、製薬会社、行政が連携して取り組む協定を締結（予定）。



今後の取組みについて（H28）



○家族支援

- ・認知症の理解促進に向けた普及啓発…広報・介護予防講演会等（H28実施予定）
- ・認知症ケアパスの充実…支援・相談機関を具体名称で整理（H28実施予定）
- ・脳の健康チェック活用…薬剤師会ものわすれ相談（継続）、つどいの場等（H28検討）
- ・家族介護者支援の充実…認知症家族交流会、認知症カフェ等（H28検討）
- ・認知症高齢者見守り事業の充実…端末器改善(GPS)、識別シール導入等（H28実施予定）
- ・個別地域ケア会議…地域包括支援センター主催による介護者支援会議（継続）

①専門的支援のしくみづくり

- ・認知症初期集中支援チームの設置…支援チーム設置（H28検討：時期未定）
- ・認知症地域支援・ケア向上事業…認知症地域支援推進員の配置（H28検討：時期未定）
- ・医療従事者の認知症対応力向上研修…在宅医療・介護連携推進事業（H28検討：時期未定）

②支え合いのしくみづくり

- ・認知症高齢者見守り事業の充実…市内見守り協力機関の拡充（継続）
- ・認知症サポーター養成事業…理解者・支援者の養成等（継続）
- ・認知症やさしい手ネットにっしん…配信手法等検討（H28検討）
- ・徘徊模擬訓練支援事業…地域への働きかけ等（継続）



徘徊高齢者捜索体制の充実に向けて

—関係機関と地域との連携—



▼認知症高齢者の徘徊行方不明者ゼロに向けて

(1) 課題

- ①日常の見守り体制づくり（徘徊発生をいかに未然に防ぐか）
- ②徘徊時の支援体制づくり（徘徊発生時に、「誰が」「どう」動くか）
※行政支援のみでカバーできない部分を地域づくりで補う必要がある。

(2) 地域づくり（②徘徊時の支援体制づくり）

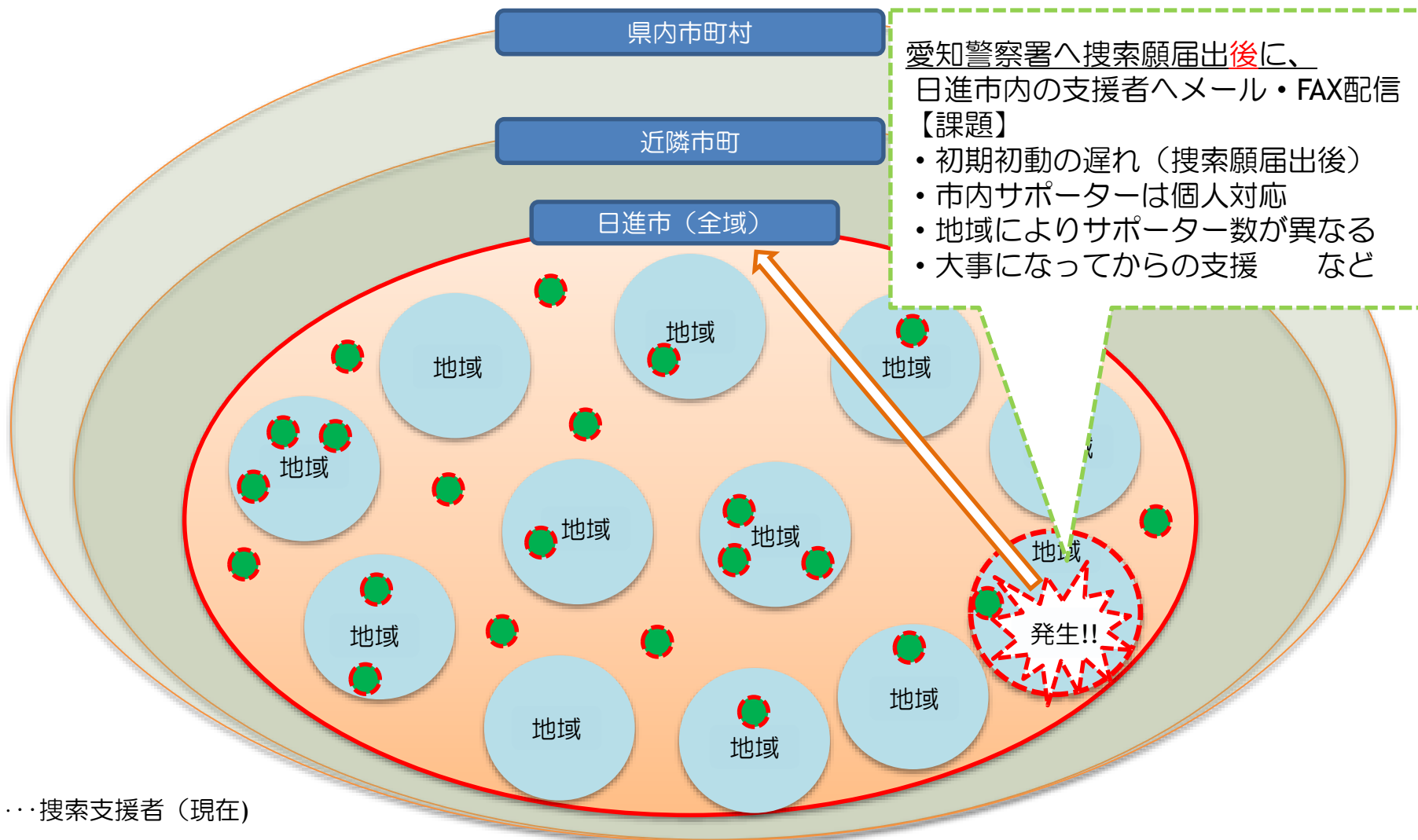
- ・徘徊時の捜索は、認知症やさしい手ネットにっしんで全ては補えないことから、地域における初動体制（愛知警察署への捜索願届出前）の充実が必要。

地域づくりに必要な要素として、

- ・地域内に一定数の理解者・支援者を確保・・・認知症サポーター養成事業。
- ・地域内で実際に動ける支援体制を構築・・・徘徊模擬訓練支援事業。
- ・地域内で支援者への連絡システムを構築・・・地域版連絡システム等。

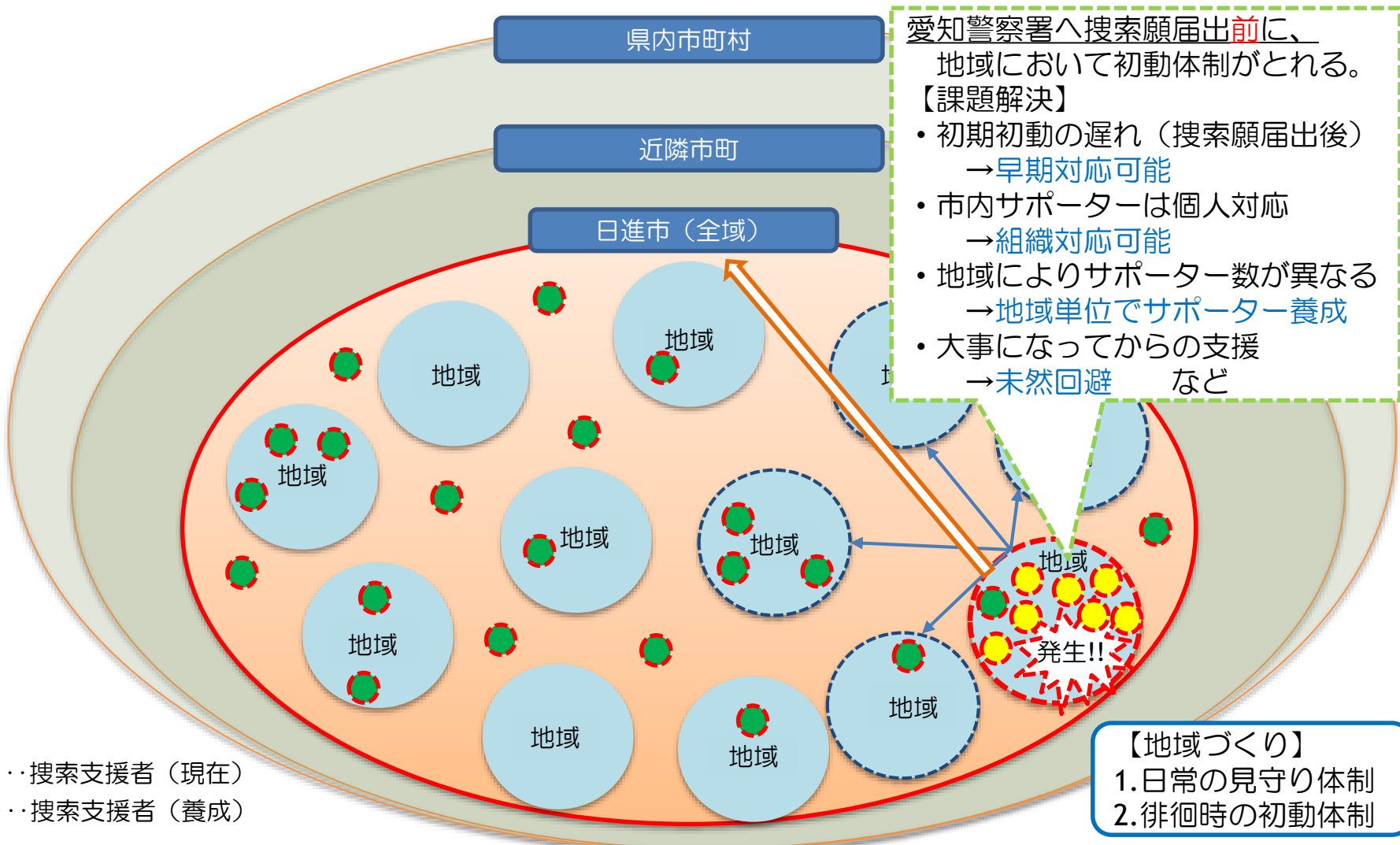


徘徊高齢者搜索体制イメージ図(現状)





徘徊高齢者搜索体制イメージ図(初動)





(4) 在宅医療・介護連携推進事業について

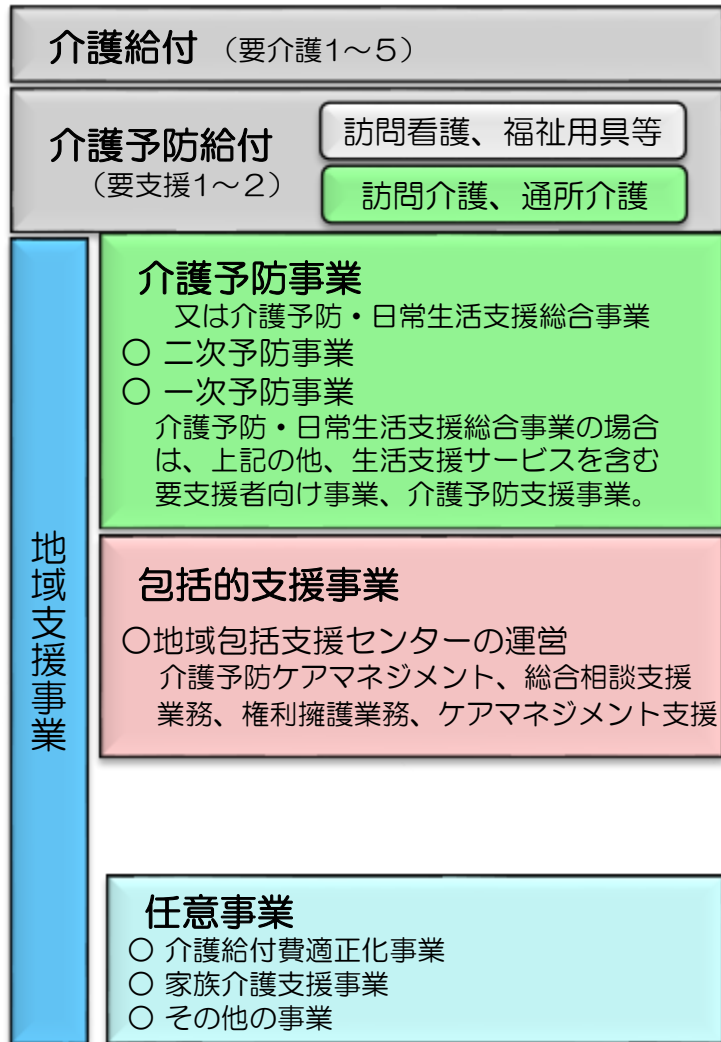


地域支援事業の構成（全体像）



＜現行＞

＜見直し後＞ 出典：厚生労働省資料

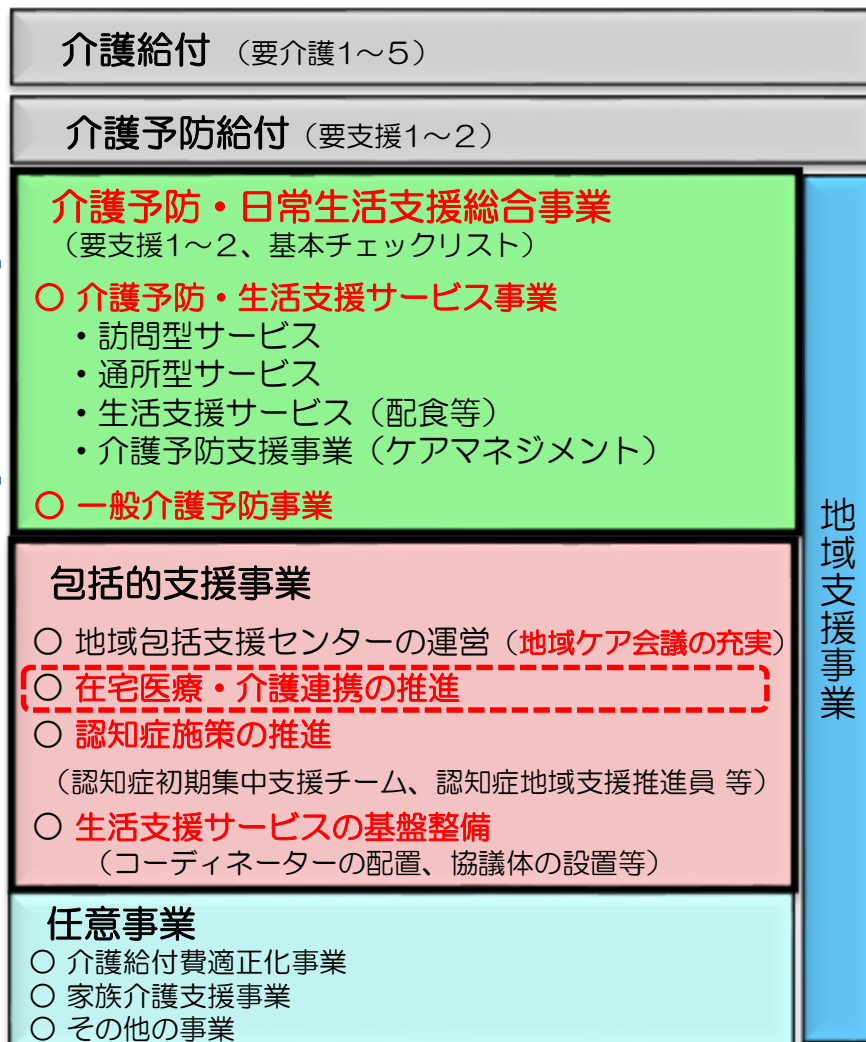


現行と同様

事業に移行

多様化

充実





今年度の取組みについて



(1) ICT（電子@連絡帳）導入準備…目標：H28.4～稼動

○日進市在宅医療・介護連携システム導入検討会議：H28.1/28、2/24、(3/29)

ICT試行運用、運用規約等について検討

○トライアル試行（目標：H28.1～3）

医療・介護関係者による電子@連絡帳のトライアル試行を準備。

○利用規約（案）

他自治体（豊明市・長久手市等）を参考に利用規約（案）を検討。

○電子@連絡帳に係る打合せ会出席：H27.9/16、11/2、H28.1/15

二次医療圏域（東名古屋医師会・瀬戸旭医師会）での共通運用を検討。

(2) 圏域調整

○東名古屋医師会地域包括ケア検討委員会

：H27.4/13、6/8、10/5、12/14、H28.2/8

圏域市町（日進市・豊明市・長久手市・東郷町）+3師会参加。



今後の取組みについて（H28）



（1）在宅医療・介護連携に関する検討会設置（H28.4～）…下記事業の検討組織

- ア 地域の医療・介護の資源把握
- イ 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- ウ 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- エ 医療・介護関係者の情報共有の支援
- オ 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- カ 医療・介護関係者の研修
- キ 地域住民への普及啓発
- ク 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携

（2）ICT導入・運用（稼動：H28.4/1～）

- ・ネットワーク運営委員会…地域包括ケア検討会議にて所管
- ・電子@連絡帳に係る打合せ会（圏域調整）
…二次医療圏域（東名古屋医師会・瀬戸旭医師会）での共通運用等を検討
- ・東名古屋医師会地域包括ケア検討委員会
圏域市町（日進市・豊明市・長久手市・東郷町）+3師会参加

（3）にっしん地域支え合い円卓会議

医療・介護等関係者との情報共有・意見交換等の場として活用



- (5) 地域ケア会議の充実について
- (6) 地域包括支援センターの機能強化

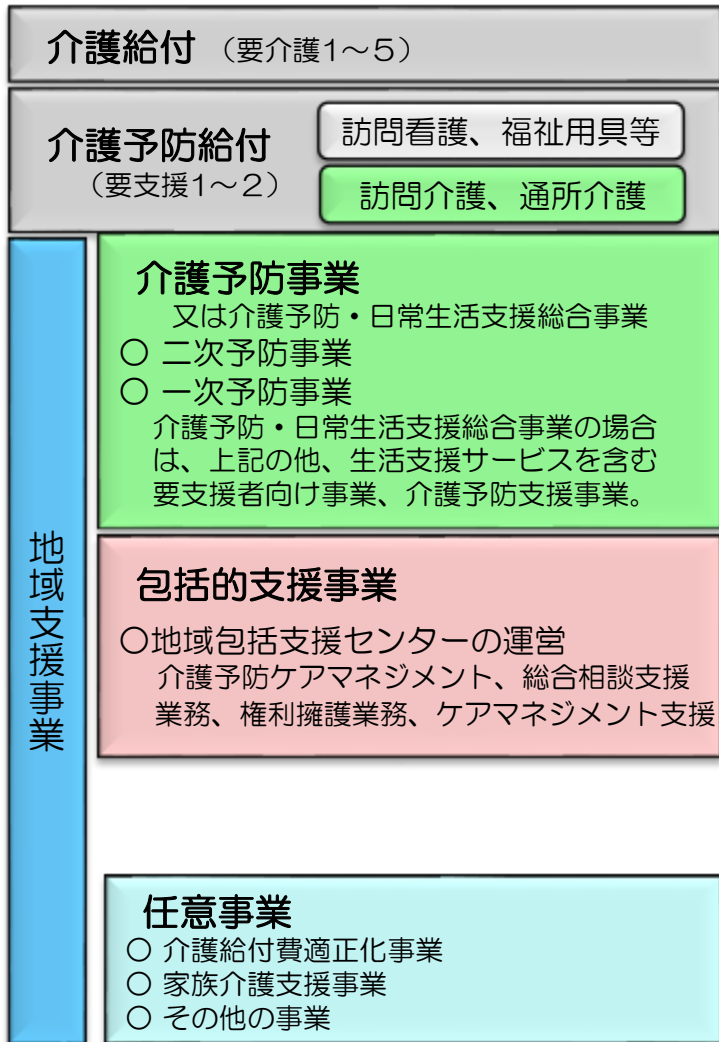


地域支援事業の構成（全体像）



＜現行＞

＜見直し後＞ 出典：厚生労働省資料

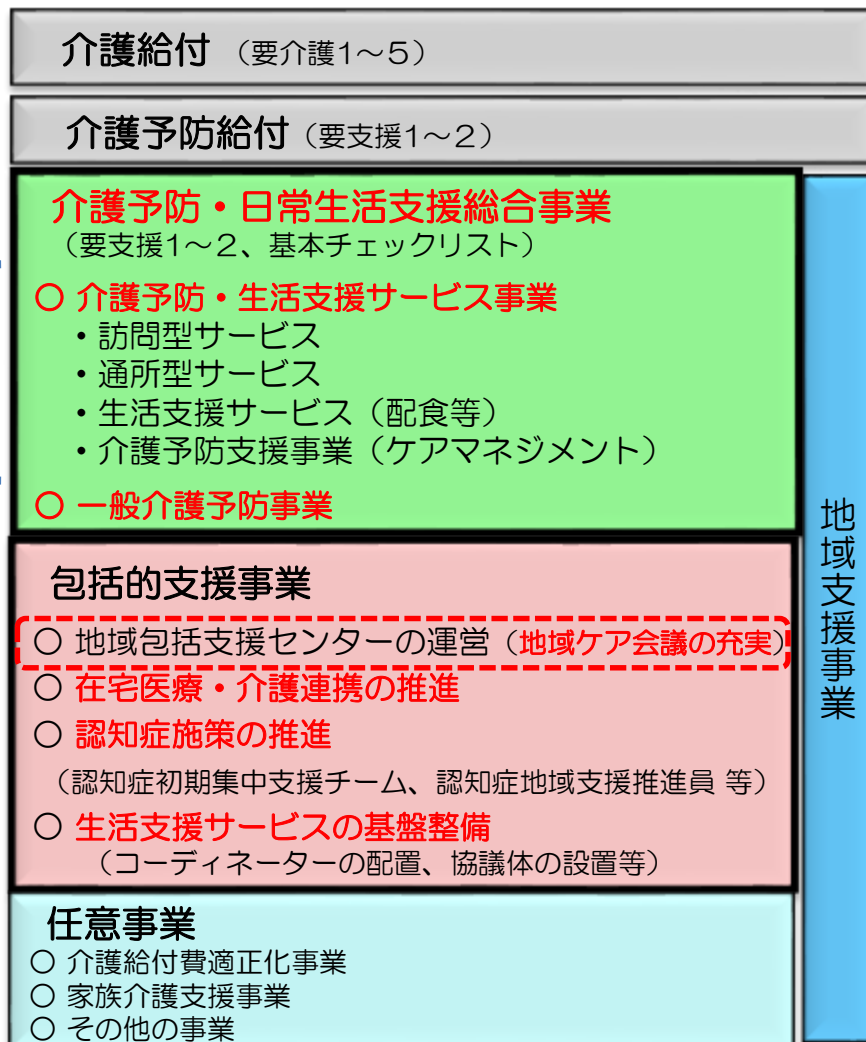


現行と同様

事業に移行

多様化

充実





地域ケア会議の位置づけ



出典：厚生労働省資料



地域包括支援センターの機能強化



方針

○地域包括ケアシステムの構築にあたり、地域包括支援センターの役割は大きく、第7期に向けて体制強化・役割整理を検討する。



在宅医療・介護連携

地域医師会等との連携により、在宅医療・介護の一体的な提供体制を構築

生活支援コーディネーター

高齢者のニーズとボランティア等の地域資源とのマッチングにより、多様な主体による生活支援を充実

認知症初期集中支援チーム 認知症地域支援推進員

早期診断・早期対応等により、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる支援体制づくりなど、認知症施策を推進

地域包括支援センター

※ 地域の実情を踏まえ、**基幹的な役割のセンター**（※1）や**機能強化型**のセンター（※2）を位置づけるなどセンター間の役割分担・連携を強化

地域ケア会議

多職種協働による個別事例のケアマネジメントの充実と地域課題の解決による地域包括ケアシステムの構築

包括的支援業務 介護予防ケアマネジメント

従来の業務を評価・改善することにより、地域包括ケアの取組を充実

介護予防の推進

多様な参加の場づくりとリハビリ専門職の適切な関与により、高齢者が生きがいをもって生活できるよう支援

今後充実する業務については地域包括支援センターまたは適切な機関が実施

<例>

- 基幹的な役割のセンターに位置づける方法
- 他の適切な機関に委託して連携する方法
- 基幹的な役割のセンターと機能強化型のセンターで分担する方法 等

※1 **基幹的な役割のセンター**
（直営センターで実施も可）
たとえば、センター間の総合調整、他センターの後方支援、地域ケア推進会議の開催などを担う

※2 **機能強化型のセンター**
過去の実績や得意分野を踏まえて機能を強化し、他のセンターの後方支援も担う



市町村

運営方針の策定・新総合事業の実施・地域ケア会議の実施等



都道府県

市町村に対する情報提供、助言、支援、バックアップ等



今年度の取組みについて



○個別地域ケア会議（各地域包括支援センター主催）

第2層で定例開催（4半期毎）

- ・ 中部圏域・・・H27.4/22、8/26、H28.1/27
- ・ 東部圏域・・・H27.6/24、11/25、（H28.3/23）
- ・ 西部圏域・・・H27.5/27、9/30、H28.2/24

○個別地域ケア会議の周知

・ 居宅介護支援事業所

居宅介護等事業者連絡会(H27.12.25)において、地域包括ケアシステムの制度趣旨を踏まえ、個別地域ケア会議について説明。

・ 民生委員

地区ケア会議において、地域包括ケアシステムの制度趣旨を踏まえ、個別地域ケア会議について説明。

【中地区】H27.9/1 【東地区】H27.9/1 【西地区】H28.2/10

○介護予防・日常生活支援総合事業

第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）を中心に、要支援者等へのケアプラン・ケアマネジメント等について検討。



今年度の取組みについて（H28）



○包括的支援事業

- ・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）
- ・総合相談支援業務
- ・権利擁護業務
- ・包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- ①個別地域ケア会議・・・第2層は定例（4半期毎）、個別案件は随時。
- ②関係機関との連携
 - ・居宅介護支援事業所・・・居宅介護等事業者連絡会、管理者会等
 - ・民生委員・・・地区ケア会議等
 - ・生活支援コーディネーター・・・個別地域ケア会議への参加依頼・連携等
 - ・在宅医療関係者・・・在宅医療・介護連携推進事業による連携等（ICT等）

○包括支援センターの機能強化検討

H30.4月を目標に基幹型センター等を設置検討

（センター間の総合調整、他センターの後方支援、地域ケア会議へのつなぎ等）